

町県民税の申告準備について

税務課では、町県民税申告の受付を平成17年2月上旬から予定しています。

農業所得や営業所得については、収入（販売高）と支出（経費）の差による所得計算をしますので、領収書や購買等の証明書がないと支出（経費）として認められません。従って、平成16年中（平成16年1月1日～平成16年12月31日）に支払った農業や営業に係わる領収書の整理をお願いいたします。

農業所得については、下記の一覧表に記載された必要経費の項目ごとに集計をし、領収書を項目ごとに分けて申告会場においでください。また農協の営農口座から支払いをされている方は、各支所から「供給購買実績表」を受け取り申告会場へお越しください。（この「供給購買実績表」はあくまでも営農口座から支払いをされた分だけしか記入されないもので、現金払いの場合は「領収書」、他の口座から支払いの場合は通帳等をご持参ください。）

詳しくは町役場税務課（☎57-1111内線231まで）

農業所得の一般的な必要経費の一覧表

項 目	この項目に分類される経費の具体例
雇 人 費	雇人等（子や親は対象外）の労賃および賄費
小作料・賃借料	小作費用・農地の借料・農機具の借料・農協等の施設利用料
減 価 償 却 費	農業用建物・農機具・農業用車両・果樹成木・親牛などの購入による償却費
貸 倒 金	売掛金・未収金・貸付金などの債権の回収不能による損失
利 子 割 引 料	農業に関する借入金に対する利子など
租 税 公 課	固定資産税・自動車税・水利費・組合費などの農業に関する費用
種 苗 費	種もみ・苗類の購入費
肥 料 費	肥料等の購入費
飼 料 費	飼料等の購入費
農 具 費	取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費
農 業 衛 生 費	農薬等の購入費・共同防除の費用・畜舎等の衛生駆除費等
諸 材 料 費	ビニール・シート・縄など農業に必要な諸材料の購入費
修 繕 料	農業に使用する施設・車両等、農機具等の修繕費
動 力 光 熱 費	電気・ガス・水道・灯油・ガソリン・軽油などの費用（農業に使用した分のみ）
作 業 用 衣 料 費	作業衣・地下足袋・雨靴等の農業用に使用した分の購入費
農 業 共 済 掛 金	水稻・果樹・家畜等に係る共済掛金など
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用・運賃・出荷機関に支払う手数料等
ライスセンター	もみすり・乾燥等のライスセンター等の利用料
子牛出荷手数料	せり市等へ出荷する子牛の運搬手数料（荷造運賃手数料に記入したときは除く）
雑 費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費

12月は完納強化月間！

12月は、町税（軽自動車税・固定資産税・町県民税）及び国民健康保険税の完納月間です。まだ納税のお済みでない方は、必ず納付書を持参のうえ、納期限内に納税してくださいますようお願いいたします。また納税の際は、必ず納付書が必要になりますので、紛失された方は事前に税務課までお申し出ください。

個人事業者の皆さまへ

現在、消費税の免税事業者の方で平成15年分の所得税の確定申告等において消費税の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成17年度は消費税の課税事業者となります。この場合「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長（本町は川内税務署 ☎22-2830）へ提出する必要があります。詳しくは川内税務署か鹿児島税務相談室（☎099-255-8118）までお問い合わせください。